

議第90号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道路線を変更したいので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議決を求める。

平成29年9月15日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

一部区間において現在利用されておらず、公共的な道路として管理する必要が認められないため、終点を変更しようとする。

市 道 路 線 変 更 調 書

整理 番号	(路線番号) 路 線 名	新旧 の別	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	(久 2 4 6) 辻 1 号 線	旧	高山市久々野町辻 4 3 2 番地 2 1 先 から	
			高山市久々野町辻 4 0 4 番地 2 先 まで	
		新	高山市久々野町辻 4 0 4 番地 2 先 から	
			高山市久々野町辻 4 2 0 番地先 まで	

市道路線変更の路面延長及び幅員

(参考資料)

整理 番号	(路線番号) 路線名	新旧 の別	延長 (m)	幅員 (m)
1	(久246) 辻1号線	旧	860.2	1.75 ~ 3.5
		新	212.0	1.75 ~ 3.5